

市 町 村 第 8 3 9 号
令和元年（2019年）8月13日

各（総合）振興局地域創生部長 様
保健環境部長 様

総合政策部地域振興局市町村課財政・公営企業担当課長
環境生活部環境局環境政策課水道担当課長

「水道広域化推進プラン」の策定等について

人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保のため、各都道府県が令和4年度末までに「水道広域化推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、市町村等の水道事業の広域化の取組を推進するよう総務省・厚生労働省の連名で要請（平成31年1月25日付け各都道府県知事あて通知）があったところです。

この要請を受け、道では次のとおりプラン策定を進めることとしておりますので、協力を願いますとともに、地域創生部においては、この旨を貴管内市町村等へ周知されますようお願いいたします。

記

1 プラン策定の進め方

- (1) 当面の間、総合政策部地域振興局市町村課が主体となり、環境生活部環境局環境政策課と連携しながら、プラン策定を進める。
- (2) 学識経験者や水道事業者代表などを構成員とした「北海道水道広域化推進プラン策定に関する検討会」を設置し、各方面の意見を聞きながらプラン策定を進める。
- (3) 道内の11圏域に「地区別検討会議」を設置し、水道事業者の現状や課題に対する認識を共有し、幅広く意見を聞きながらプラン策定を進める。

※ プラン策定に向けた検討体制の全体のイメージ図、地区別検討会議の設置の趣旨や今年度のスケジュールなどについては、別添資料を参照願います。

2 その他

プラン策定に当たっては、水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通しなどを踏まえることとされており、今年度は、水道事業者ごとの現状分析と50年後の将来推計（給水人口、水需要、各種経営指標など）を業務委託により実施することとしております。

業務委託に必要な基礎資料については、これまで取りまとめた水道統計や決算統計などの既存資料を用いることとしていますが、将来推計等の内容によっては、個別に調査する事項がありますので、その際は、御協力をお願いします。

連絡先

<市町村課>

公営企業グループ 中村、渋谷

電話：011-204-5289（直通）

道庁内線：23-527

<環境政策課>

水道グループ 井上、真野

電話：011-204-5194（直通）

道庁内線：24-283